

福岡県公報

令和7年2月21日
第 573 号

目 次

告 示 (第96号-第110号)

○自衛官の募集	(行財政支援課)	1
○公金事務の委託に係る告示	(県営住宅課)	2
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	4
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定の辞退	(保護・援護課)	5
○耕地整理組合の組合長臨時代理者の指定	(農村森林整備課)	5
○保安林の指定予定に係る訂正告示	(農山漁村振興課)	5
公 告		
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(行政経営企画課)	7

○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	7
○落札者等の公示	(財産活用課)	7

公安委員会

○福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	7
○福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	8
○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	8
○指定講習機関の名称等の変更	(警察本部運転免許試験課)	8
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課)	8

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集	(下水道課)	9
------------------------------------	--------	---

正 誤

○矢部川水系における水産動物の採捕禁止区域及び期間 (令和7年2月福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号) 中正誤	(漁業管理課)	11
--	---------	----

告 示

福岡県告示第96号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日及び受付場所を次のように告示する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 募集種目
自衛官候補生
- 受付期間
令和7年2月11日(火)から令和7年5月7日(水)まで
- 応募資格

- (1) 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者
※32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者

(2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

- (1) 学科試験・適性検査（W e b）

令和7年5月17日（土）～令和7年5月21日（水）（予定）

- (2) 口述試験・身体検査

令和7年5月31日（土）～令和7年6月4日（水）（予定）

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 （電話 092-584-1881・1882・1883）	自衛隊福岡地方協力本部 募集課
北九州市小倉南区北方5-1-1 （電話 093-963-7728又は093-963-3590）	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） （電話 093-223-0981）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地（築城基地内） （電話 0930-56-1150）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津639-1 （電話 0948-22-4847）	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） （電話 092-591-7450）	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F （電話 092-414-5100）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）
福岡市東区名島3-24-2 （電話 092-672-3255）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（名島）
福岡市西区姪の浜5-4-20 パルマンション1F （電話 092-891-7941）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜）
久留米市諏訪野町2401 （電話 0942-38-1616）	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所

八女市稲富127番地 （電話 0943-24-5192）	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 （電話 0944-52-3810）	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 （電話 0944-72-7794）	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

福岡県告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

- (1) 名称

福岡県住宅供給公社

- (2) 住所又は事務所の所在地

福岡市中央区天神五丁目3番1号

2 委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入

県営住宅の家賃及び敷金並びに駐車場の利用料金及び保証金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年1月30日

4 委託をした日

令和7年1月30日

福岡県告示第98号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所
築上郡築上町大字寒田35の4・35の8・2009の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所
築上郡築上町大字寒田35の4（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年2月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	岡垣線 宗像線	遠賀郡岡垣町大字山田969番1先から 遠賀郡岡垣町大字山田968番1先まで

福岡県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年2月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	善導寺 停車場線 耳納	久留米市山本町耳納1142番1先から 久留米市山本町耳納1129番4先まで

福岡県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	八女 香春線	うきは市浮羽町高見1441番3先から うきは市浮羽町高見342番11先まで

福岡県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧

に供する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	保木井線	うきは市浮羽町高見335番3先から うきは市浮羽町高見1428番31先まで

福岡県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	筑後大石線 停車場	うきは市浮羽町高見339番1先から うきは市浮羽町高見340番1先まで

福岡県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年2月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	500号	朝倉市馬田2424番1先から 朝倉市馬田2531番4先まで

福岡県告示第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和2年2月福岡県告示第82号遠賀広域都市計画下水道事業水巻公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
水巻町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
遠賀広域都市計画下水道事業水巻公共下水道
- 3 事業施行期間
平成8年2月7日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

福岡県告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55

条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
粕居322	株式会社大賀薬局 粕屋南店	糟屋郡宇美町光正寺一丁目 8番17号	R6・10・1	居管
宰居148	そよかぜ国分の里	太宰府市国分五丁目6-14	R6・11・1	小居・予小居

福岡県告示第107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
筑紫居45	グループホームちくし永岡の里	ポジティブリーケア永岡	筑紫野市大字永岡 1489-1	R7・1・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
筑紫居46	四季のいずみ訪問看護ステーション	筑紫野市岡田一丁目4-1	筑紫野市二日市北三丁目1-23	R6・10・1
京居59	ヘルパーサービス西頭	京都郡苅田町殿川町1-116	京都郡苅田町大字尾倉4385	R6・2・1

筑紫居59	四季のいずみ訪問介護	筑紫野市岡田一丁目4-1	筑紫野市二日市北三丁目1-23	R6・10・1
-------	------------	--------------	-----------------	---------

福岡県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
宰居16	そよかぜ国分の里	太宰府市国分五丁目6-14	H18・9・1

福岡県告示第109号

土地改良法施行法（昭和24年法律第196号）第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法（明治42年法律第30号）第73条第4項の規定に基づき、八女郡大洲村鶯野耕地整理組合の組合長臨時代理者を指定したので、同条第5項の規定により次のように告示する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
田中 健太郎	久留米市櫛原町55-1 第一秋葉ビル201号 田中・松尾法律事務所

福岡県告示第110号

保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知（令和6年12月福岡県告示第751号

）において、保安林予定森林の所在場所に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木志波字烏山2200の4、2200の10、2200の3・2200の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字堂所2213の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字烏山2200の3、2200の7、2200の4・2200の10・字堂所2213の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大牟田市	令和2年度から令和5年度まで	地籍図及び地籍簿	入船町、高砂町、三川町二丁目・三丁目・四丁目、四山町の一部	令和7年2月6日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩吉田字赤畑1082番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市志摩吉田1084番2

山口食品工業株式会社

代表取締役 山口 龍二

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市玄望園1番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都江東区新砂一丁目1番1号

株式会社竹中工務店

開発事業本部 常務執行役員本部長 橘 明宏

公告

「福岡県立公文書館条例施行規則の一部を改正する規則」案について、次のとおり意見を募集します。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和7年2月21日から令和7年3月24日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県総務部行政経営企画課に備え置きます。

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 組合の名称

糸島市泊土地区画整理組合

2 事業施行期間

令和3年4月20日から令和8年3月31日まで

3 施行地区

糸島市泊字カヘタ、字池ノ浦、字フシカ坂、及び字ヲヲツカの各一部

4 事務所の所在地

糸島市泊1216番地の2

5 設立認可の年月日

令和3年4月8日

6 変更認可の年月日

令和7年2月12日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年2月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

福岡県有施設（13施設）ガス供給 1式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

総務部財産活用課設備管理係

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和7年1月31日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

西部瓦斯株式会社

(2) 住所

福岡市博多区千代一丁目17番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

88,395,066円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和6年12月13日

公安委員会

福岡県公安委員会規則第3号

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年2月21日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「警察官」の次に「又は警察行政職員」を加える。

附 則

この規則は、令和7年3月25日から施行する。

福岡県公安委員会規則第4号

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年2月21日

福岡県公安委員会

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の配置定員に関する規則（昭和46年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 警察本部
 - 警察官 3,923人
 - 警察行政職員 578人
- (2) 警察署
 - 警察官 7,206人
 - 警察行政職員 327人

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第5号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年2月21日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県糸島警察署の部可也駐在所の項を削り、同部波多江交番の項の前に次のように加える。

可也交番	糸島市志摩初26番地8
------	-------------

附 則

この規則は、令和7年3月25日から施行する。

福岡県公安委員会告示第57号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月21日

福岡県公安委員会

表中

ドライビングスクール折尾 北九州市八幡西区自由ヶ丘2-2 吉 永 龍 一	ドライビングスクール折尾 北九州市八幡西区自由ヶ丘2-2	を
ドライビングスクール折尾 北九州市八幡西区自由ヶ丘2-2 西 田 幸 生	ドライビングスクール折尾 北九州市八幡西区自由ヶ丘2-2	に改める。

福岡県公安委員会告示第58号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和7年2月21日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 7 年 4 月 3 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18 名
令和 7 年 4 月 10 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18 名
令和 7 年 4 月 17 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18 名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 7 年 4 月 17 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15 名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 14,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。

- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

雑 報

公告

福岡県汚水処理構想（案）に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成 12 年 2 月 29 日 11 行改推第 92 号）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出して下さい。

令和 7 年 2 月 21 日

福岡県汚水処理構想策定委員会委員長 植木 昭光

1 意見募集の対象となる事案

福岡県汚水処理構想～「地域に根差す」ふくおか水環境の未来～（案）

2 事案の内容

福岡県汚水処理構想～「地域に根差す」ふくおか水環境の未来～（案）

第 1 章 はじめに

第 2 章 汚水処理施設整備に係る現状と課題

第 3 章 汚水処理構想の策定

第 4 章 目標達成に向けて

第 5 章 整備完了時の普及状況の見通し

3 事案の閲覧場所

(1) 福岡県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

(2) 県民情報センター・県民情報コーナー

・県民情報センター（福岡市博多区東公園 7-7 県庁行政棟内）

・北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内 7-8 小倉総合庁舎内）

・筑後県民情報コーナー（久留米市合川町 1642-1 久留米総合庁舎内）

・筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎内）

・京築県民情報コーナー（行橋市中央 1-2-1 行橋総合庁舎内）

(3) 各市町村の閲覧場所

- ・北九州市上下水道局下水道計画課
(北九州市小倉北区内1-1 小倉北区役所内)
- ・福岡市道路下水道局下水道計画課(福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所内)
- ・大牟田市企業局下水道課(大牟田市有明町2-3 大牟田市企業局内)
- ・久留米市下水道整備課(久留米市合川町2190-3 久留米市企業局内)
- ・直方市下水道課(直方市殿町7-1 直方市役所内)
- ・飯塚市下水道課(飯塚市忠隈523番地 飯塚市役所穂波支所内)
- ・田川市環境政策課(田川市中央町1-1 田川市役所内)
- ・柳川市上下水道課(柳川市本町87-1 柳川市役所内)
- ・八女市上下水道局(八女市本町647 八女市役所内)
- ・筑後市上下水道課(筑後市大字山ノ井898 筑後市役所内)
- ・大川市上下水道課(大川市大字酒見256-1 大川市役所内)
- ・行橋市下水道課(行橋市中央1-1-1 行橋市役所内)
- ・豊前市上下水道課(豊前市大字吉木955 豊前市役所内)
- ・中間市下水道課(中間市中間1-1-1 中間市役所内)
- ・小郡市下水道課(小郡市小郡255-1 小郡市役所内)
- ・筑紫野市上下水道工務課(筑紫野市石崎1-1-1 筑紫野市役所内)
- ・春日市下水道課(春日市原町3-1-5 春日市役所内)
- ・大野城市上下水道工務課(大野城市曙町2-2-1 大野城市役所内)
- ・宗像市下水道課(宗像市田熊1373番地 宗像終末処理場内)
- ・太宰府市上下水道施設課(太宰府市御笠五丁目3番1号
太宰府市上下水道事業センター内)
- ・古賀市上下水道課(古賀市駅東1-1-1 古賀市役所別棟内)
- ・福津市下水道課(福津市中央1-1-1 福津市役所内)
- ・うきは市水環境課(うきは市吉井町新治316 うきは市役所内)
- ・宮若市下水道課(宮若市宮田29-1 宮若市役所内)
- ・嘉麻市環境課(嘉麻市岩崎1180-1 嘉麻市役所内)

- ・朝倉市上下水道課(朝倉市菩提寺412-2 朝倉市役所内)
- ・みやま市上下水道課(みやま市瀬高町小川5 みやま市役所内)
- ・糸島市下水道課(糸島市前原西1-1-1 糸島市役所内)
- ・那珂川市下水道課(那珂川市大字安徳702番地1
那珂川市役所都市整備部庁舎内)
- ・宇美町上下水道課(糟屋郡宇美町宇美5-1-1 宇美町役場内)
- ・篠栗町上下水道課(糟屋郡篠栗町中央1-1-1 篠栗町役場内)
- ・志免町上下水道課(糟屋郡志免町志免中央1-1-1 志免町役場内)
- ・須恵町上下水道課(糟屋郡須恵町大字須恵771 須恵町役場内)
- ・新宮町上下水道課(糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-1-1 新宮町役場内)
- ・久山町上下水道課(糟屋郡久山町大字久原3632 久山町役場内)
- ・粕屋町上下水道課(糟屋郡粕屋町駕与丁1-1-1 粕屋町役場内)
- ・芦屋町都市整備課(遠賀郡芦屋町幸町2-20 芦屋町役場内)
- ・水巻町下水道課(遠賀郡水巻町頃末北1-1-1 水巻町役場内)
- ・岡垣町上下水道課(遠賀郡岡垣町野間1-1-1 岡垣町役場内)
- ・遠賀町都市計画課(遠賀郡遠賀町大字今古賀513 遠賀町役場内)
- ・小竹町上下水道課(鞍手郡小竹町大字勝野3167-1 小竹町役場別館内)
- ・鞍手町上下水道課(鞍手郡鞍手町大字中山3705 鞍手町役場内)
- ・桂川町保険環境課(嘉穂郡桂川町大字土居424-1 桂川町役場内)
- ・筑前町上下水道課(朝倉郡筑前町篠隈373 筑前町役場内)
- ・東峰村住民福祉課(朝倉郡東峰村大字宝珠山6425 東峰村役場内)
- ・大刀洗町建設課(三井郡大刀洗町大字富多819 大刀洗町役場内)
- ・大木町環境課(三潞郡大木町大字八丁牟田255-1 大木町役場内)
- ・広川町環境課(八女郡広川町大字新代1804-1 広川町役場内)
- ・香春町税務住民課(田川郡香春町大字高野994 香春町役場内)
- ・添田町福祉環境課(田川郡添田町大字添田2151 添田町役場内)
- ・糸田町税務町民課(田川郡糸田町1975-1 糸田町役場内)
- ・川崎町住宅環境課(田川郡川崎町大字田原789-2 川崎町役場内)
- ・大任町住民課(田川郡大任町大字大行事3067 大任町役場内)

- ・赤村住民課（田川郡赤村大字内田1188番地 赤村役場内）
- ・福智町税務住民課（田川郡福智町金田937-2 福智町役場内）
- ・苅田町上下水道課（京都郡苅田町富久町1-19-1 苅田町役場内）
- ・みやこ町上下水道課（京都郡みやこ町勝山上田960 みやこ町役場内）
- ・吉富町上下水道課（築上郡吉富町大字広津226-1 吉富町役場内）
- ・上毛町建設課（築上郡上毛町大字垂水1321-1 上毛町役場内）
- ・築上町上下水道課（築上郡築上町大字椎田891-2 築上町役場内）

4 意見の提出期間

令和7年2月21日から令和7年3月6日まで（必着）

5 意見の提出方法

別紙の様式により、持参、郵送、F a x又は電子メールにて提出すること。
各市町村の閲覧場所に提出すること。

6 意見書の提出先

福岡県建築都市部下水道課

（住所）〒821-8577 福岡市博多区東公園7-7 県庁北棟7階

（F a x） 092-632-6103

（電子メール） gesuido@pref.fukuoka.lg.jp

（問い合わせ先） 092-643-3728

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種類	同左 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
7.2.7	570	指示	4	22		○	下から 1		令和 [○] 7年4月1日から令和 [○] 10年3月31日 まで	令和 [●] 4年4月1日から令和 [●] 7年3月31日ま で